

(証券コード 4242)
平成29年6月9日

株 主 各 位

富山県高岡市二塚322番地の3

株式
会社 **タカギセイコー**

代表取締役社長 八十島 清吉

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年6月27日（火曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 富山県高岡市二塚322番地の3 本社別館2階集会室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第58期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 株式併合の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.takagi-seiko.co.jp>) に掲載させていただきます。

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の概況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日本銀行のマイナス金利政策等が継続実施され、企業の生産活動は緩やかな回復に向かいました。また、個人消費におきましても、一部に弱さが見られるものの、緩やかな回復基調で推移いたしました。

他方、海外におきましては、米国大統領選挙後に金融市場は好転したものの、中国・東南アジア等の新興国経済の成長減速や、欧州経済における英国のEU離脱問題に加え、米国新大統領の通商政策の影響が懸念され、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは平成26年度より取り組んでおります「構造改革計画」を強力に推進しております。具体的な取り組みの一部としましては、新規分野開拓の一環として、医療機器分野への進出について調査・検討を進めてまいりましたが、この度、当社の精密製品の生産技術力を活用し、医療患者のQOL (Quality Of Life : 生活の質) の向上に貢献する海外向け針無し注射器 (針を持たない注射器が、微小直径のノズルから高圧、高速のジェット流で皮膚内に直接注入する方式) の製造を受注し、平成29年の量産化に向けて生産準備を開始しております。また、中国での好調なSUV (Sport Utility Vehicle : スポーツ用多目的車) 需要等に対応するため、中国2拠点の生産能力増強も進めており、順次稼働を開始しております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は45,787,066千円 (前期比1.0%減) となりました。損益面では、当社が現在進めております構造改革計画の活動成果等もあり、営業利益は2,605,521千円 (前期比208.8%増)、経常利益は2,261,759千円 (前期比331.7%増)、税金等調整前当期純利益は2,261,013千円 (前期は税金等調整前当期純損失32,265千円)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,362,077千円 (前期は親会社株主に帰属する当期純損失384,729千円) となりました。

なお、当期の期末配当でございますが、上述のとおり、連結経営成績につきましてはある一定の成果はあったものの、個別における財務体質におきましては未だ改善途上であることから、誠に遺憾ながら無配とさせていただきますと存じます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(日本)

成形品事業での受注数量は微増である一方、その他事業での販売数量の減少により、売上高は26,985,298千円（前期比0.6%増）となり、営業利益は構造改革計画の活動成果等もあり、315,484千円（前期は営業損失293,791千円）となりました。

(中国)

車両分野における武漢地区での生産能力増強に伴う受注数量の増加があったものの、O A分野における受注数量の減少や為替変動の影響等により、売上高は10,968,505千円（前期比5.0%減）となりましたが、車両分野における増収効果及びO A分野における事業再編効果等により、営業利益は1,712,194千円（前期比48.9%増）となりました。

(東南アジア)

インドネシア・タイにおける車両分野での受注数量はほぼ横ばいながらも、総原価低減活動効果等により、売上高は7,833,261千円（前期比0.9%減）となり、営業利益は629,056千円（前期比621,614千円増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額はリースを含めて4,235百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

- ・ P T. タカギ・サリマルチウタマ 土地
- ・ 武漢高木汽車部件有限公司 塗装設備

(2) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第 55 期	第 56 期	第 57 期	第 58 期
		(H25. 4. 1～ H26. 3. 31)	(H26. 4. 1～ H27. 3. 31)	(H27. 4. 1～ H28. 3. 31)	(当連結会計年度) (H28. 4. 1～ H29. 3. 31)
売 上 高 (百万円)		52,508	50,656	46,272	45,787
経常利益又は経常損失(△) (百万円)		412	△57	523	2,261
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)		202	△4,091	△384	1,362
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)		15.00	△303.89	△28.58	100.96
総 資 産 (百万円)		44,631	42,073	39,853	42,167
純 資 産 (百万円)		10,767	7,510	6,362	8,013
1株当たり純資産額 (円)		626.88	379.14	302.19	403.63

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
高木精工(香港)有限公司	2,300万 香港ドル	100.0%	OA用プラスチック部品等の 販売
(株) ト リ ニ テ イ	353百万円	99.6% (3.4%)	携帯電話等販売、損害保険 代理業、不動産賃貸業
(株) 中 井 製 作 所	10百万円	100.0%	精密金型製造販売
高岡ホンダ自販(株)	100百万円	89.0%	二輪車、四輪車の販売及び 修理
高和精工(上海)有限公司	502.5万 米ドル	100.0%	OA用プラスチック部品等の 製造販売
佛 山 市 南 海 華 達 高 木 模 具 有 限 公 司	858.4万 米ドル	51.0%	各種金型の設計、製造、販 売、修理
高 木 汽 車 部 件 (佛 山) 有 限 公 司	1,220万 米ドル	66.0%	四輪用プラスチック部品の 製造販売
武漢高木汽車部件有限公司	620万 米ドル	66.0% (49.5%)	四輪用プラスチック部品の 製造販売
タイ タカギセイコー カンパニー・リミテッド	10,120万 タイバーツ	49.0%	二輪、四輪用プラスチック 部品の製造販売
P T . タ カ ギ ・ サ リ マ ル チ ウ タ マ	822万 米ドル	45.7%	二輪、四輪、OA、家電部品 用プラスチック部品の製造 販売

(注) 「出資比率」欄の()内は内数で間接所有割合であります。

(4) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

今後の経済の見通しにつきましては、全般に景気は緩やかな回復基調が見込まれるものの、一方では、中国をはじめとした新興国経済の減速や、米国新政権による政策及び英国のEU離脱問題に起因する為替変動並びに原油価格の上昇等が懸念され、依然として予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような状況の中、当社グループは、厳しい事業環境の中においても安定して継続的に事業展開できる体制の強化を目指し、「国内収益基盤の強化」、「海外収益基盤の強化」、「事業運営基盤の強化」の3つの大方針のもと、以下の具体的な施策について取り組んでまいります。

- ①生産品目の選択と集中
- ②差別化技術の開発
- ③新規分野・お客様の開拓
- ④効率生産体制の確立
- ⑤海外市場の見極めと投資検討
- ⑥人材の育成
- ⑦組織運営体制の更なる強化
- ⑧財務体質の強化
- ⑨内部統制システムの充実
- ⑩環境にやさしい企業活動

以上の方針のもと、平成32年3月期連結会計年度において売上高500億円、経常利益25億円以上の達成を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、プラスチック製品及びその製作に使用する金型の製造、販売を行う「成形品事業」並びに通信機器端末の販売、不動産賃貸、損害保険の販売代理、土木建築工事の請負及び二輪車、四輪車の販売等を行う「その他の事業」を行っております。

区 分		主 要 製 品 等
成 形 品 事 業	車 両 分 野	二輪車、四輪車の内外装部品及び機構部品等 燃料タンク、ウォッシャータンク等、バッテリー関連部品等
	〇 A 分 野	炭素繊維を使用したパソコン筐体部品 プリンター、複写機等の外装部品及び機構部品等
	通信機器分野	スマートフォン、携帯電話筐体部品等
そ の 他 の 事 業		スマートフォン等の通信機器端末の販売等 不動産賃貸、損害保険の販売代理、土木建築工事の請負、二輪車、四輪車の販売、修理等

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

(株)タカギセイコー

本 社 富山県高岡市二塚322番地の3

営業所 東京支店、大阪支店、浜松支店、北陸支店(富山県)、
栃木支店、埼玉営業所、鈴鹿営業所、熊本営業所

工 場 新湊工場(富山県)、新湊金型工場(富山県)、
氷見工場(富山県)、氷見金型工場(富山県)、
福光工場(富山県)、高岡工場(富山県)、
浜松工場、関東工場(群馬県)、東北工場(福島県)

(株)トリニティ

本 社 富山県高岡市

営業所 富山県内3拠点

(株)中井製作所

本社・工場 京都府宇治市

高岡ホンダ自販(株)

本 社 富山県高岡市

営業所 富山県内3拠点

高木精工(香港)有限公司

本 社 中国香港新界

高和精工(上海)有限公司

本社・工場 中国上海市

佛山市南海華達高木模具有限公司

本社・工場 中国広東省佛山市

高木汽車部件(佛山)有限公司

本社・工場 中国広東省佛山市

武漢高木汽車部件有限公司

本社・工場 中国湖北省武漢市

タイ タカギセイコーカンパニー・リミテッド

本社・工場 タイ王国サムットプレーカーン県

P T. タカギ・サリマルチウタマ

本社・工場 インドネシア共和国バンテン州タンゲラン県

工 場 インドネシア共和国西ジャワ州ブカシ県

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,021 (438) 名	98 (48) 名

(注) 使用人数は就業人員であり、嘱託社員、パートタイマー等は（ ）内に外数で記載していません。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	655名	△3名	42.7歳	18.6年
女性	241名	△4名	42.9歳	17.3年
計又は平均	896名	△7名	42.7歳	18.3年

(注) 上記使用人数、平均年齢及び平均勤続年数には、臨時従業員（パートタイマー及び嘱託）及び出向者人員30名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	2,659
株式会社北國銀行	1,640
株式会社北陸銀行	1,609
株式会社商工組合中央金庫	1,452
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,432

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 13,795,860株
- ③ 株主数 885名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
高木章裕	1,455,780	10.7
タカギセイコー従業員持株会	938,480	6.9
トナミホールディングス株式会社	650,000	4.8
松木教子	541,360	4.0
株式会社みずほ銀行	511,500	3.8
松木スジコ	502,230	3.7
株式会社北國銀行	488,000	3.6
高木弘美	426,340	3.1
T S K 持株会	411,000	3.0
株式会社北陸銀行	304,170	2.2

（注） 持株比率は自己株式（203,341株）を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	八十島 清 吉	最高経営責任者、高岡ホンダ自販㈱代表取締役社長
代 表 取 締 役 専務執行役員	高 木 章 裕	海外成形品事業管掌、高木精工（香港）有限公司董事長、高和精工（上海）有限公司董事長、高木自動車部品（佛山）有限公司董事長、武漢高木自動車部品有限公司董事長
取締役相談役	笠 井 千 秋	
取 締 役 常務執行役員	田 口 浩 孝	国内成形品事業管掌、開発・技術本部長、㈱中井製作所代表取締役会長、佛山市南海華達高木模具有限公司董事長
取 締 役 上席執行役員	林 延 幸	国内関連事業管掌、管理本部長、最高安全衛生責任者
取 締 役 上席執行役員	藏 行 雄	営業本部長
取 締 役	米 田 保 晴	信州大学特任教授
常 勤 監 査 役	瀬 川 雅 靖	
監 査 役	中 村 進	㈱トリニティ監査役、中村進税理士事務所
監 査 役	船 山 信 彦	㈱オリエント総合研究所 主席研究員

- (注) 1. 藏行雄氏は、平成28年6月24日開催の第57回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 石黒勝己氏は、平成28年6月24日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役に退任いたしました。
3. 取締役米田保晴氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役中村進、船山信彦の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 取締役米田保晴、監査役中村進の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	90,356千円 (4,470千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	17,490千円 (7,437千円)
合 計	11名	107,846千円

- (注) 1. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額11,545千円(取締役10,807千円、監査役737千円)を含んでおります。
2. 上記報酬等の額のほか、平成28年6月24日開催の第57回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任1名に対して15,080千円支給しております。なお、この金額には当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額15,080千円が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・ 取締役 米田保晴氏

信州大学特任教授を兼職しておりますが、同学は当社との取引はございません。

- ・ 監査役 中村進氏

当社の子会社である株式会社トリニティの監査役を兼職しており、当社とは土木建築工事の請負等の取引があります。また、中村進税理士事務所を兼職しておりますが、同事務所は当社との取引はございません。

- ・ 監査役 船山信彦氏

株式会社オリエント総合研究所の首席研究員を兼職しておりますが、同社は当社との取引はございません。

ロ. 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	米 田 保 晴	当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜に行っております。
社外監査役 (非常勤)	中 村 進	当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、また、当期開催の監査役会11回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜に行っております。
社外監査役 (非常勤)	船 山 信 彦	当期開催の取締役会17回のすべてに出席し、また、当期開催の監査役会11回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜に行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社(「1. 企業集団の現況 (3)重要な子会社の状況」欄に記載しております。)のうち、在外子会社は、有限責任 あずさ監査法人以外の監査法人による計算関係書類の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

③ 会計監査人の報酬等における監査役会の同意

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画における人員体制や日数等に係る監査内容と工数の妥当性、監査品質と効率性を兼備した監査遂行における相当性、及び前年度監査実績の検証と評価等を踏まえ、報酬の前提となる見積もり内容の精査結果をもって報酬等の額について同意しております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)を委託しておりません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合による場合の他、当該会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び社会的規範を逸脱した行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、これを妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の議案内容とすることを決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

このほか、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断される場合は、監査役会は、同条第2項ないし第4項の定めに従い、監査役全員の同意による解任及び報告を行います。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要（内部統制システム構築の基本方針）は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社是、経営理念及び社訓の経営基本方針に則った「倫理規範」及び「行動指針」を制定し、その精神を役職者をはじめグループ会社使用人に継続的に伝達することにより、企業市民として地域社会に貢献することはもとより、法令と社会倫理の順守を企業活動の原点とすることを徹底するとともに、コンプライアンスの推進、業務及び財務リスク等の総括的な管理を目的とした内部統制委員会（小委員会として、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、J-SOX法委員会）を設置する。

また、法令違反の未然防止及び早期発見のため「内部通報制度規程」を定め、弁護士等とも連携し法令順守に努める。

取締役は、使用人の職務執行における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行の状況を記録するため、取締役会及びその他重要な会議の議事録、稟議書並びにその他の職務執行に係る情報（電磁的情報を含む）を、「文書管理規程」、「取締役会規程」、「執行役員会議規程」及び「稟議規程」等の社内規程の定めるところに従い、適切に保存・管理する。

また、取締役及びその他の権限ある者が必要に応じてそれらの情報を閲覧できる状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理全般を統括する組織として内部統制委員会内にリスク管理委員会を設置し、経営における危機管理等を総括的に管理する体制を整える。

また、会社の経営に影響をおよぼすような危機が発生した場合に、会社が取べき対応として「リスク管理規程」に基づく「危機管理計画」を制定し、今後も適宜見直していく。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。

取締役会は、中・長期経営計画をはじめとした経営の執行方針及び法令または定款において定められている事項等の経営に関する重要事項を決定するとともに、使用人の業務執行状況を監督する。

取締役会の決議により、各取締役の担当職務等が決定され、担当職務ごとに権限の委譲が行われるとともに、使用人についても「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の定めるところに従って、それぞれの部門、職位ごとに役割及び権限分担が行われる。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」の定めるところに従い、子会社の事業運営状況等について定期的な報告書及び管理資料等の提出を求めるとともに、子会社における決議事項等の重要事項については、当社の取締役会に報告する。

また、グループ戦略会議等を通じて子会社との円滑な情報交換を行う。

(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の業態に応じた各種損害発生の可能性を踏まえた効果的な危機管理を目指し、関連規程の整備と危機管理計画の制定及び当社への報告・連携体制を整える。

また、これに係る監査体制として、監査役及び監査室は定期または臨時に子会社の監査を実施し、必要に応じて当社の取締役会に報告する。

(ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の事業運営に関しては、業態の独自性等の観点からも独立性を尊重しつつ、経営計画に基づく効率的な業務遂行を目指し、重要な会議体の運用基準の整備と適切な意思決定の機能強化を図るほか、諸規程の整備や取締役の担当職務に係る権限委譲等を通じて、使用人の業務効率の向上を進める。

また、子会社の取締役や監査役を必要に応じて当社から派遣し、

取締役の職務執行の監督や業務執行を監査するとともに、適切な指導を行う。

(二) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社で実践している基本的なコンプライアンスの構築方針に準拠し、「倫理規範」や「行動指針」の展開を進めるとともに、法令違反等の未然防止及び早期発見に向けて内部通報制度の導入を進める。

また、当社のコンプライアンス委員会は、子会社のコンプライアンス体制の構築に向けて統括的な活動を計画的に推進する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命する。また、重要事項については、監査室員等が適宜監査役を補助する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の取締役からの独立性を確保するために、人事異動及び人事評価等については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が決定する。

⑧ 監査役第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、第6号の使用人に関し、監査役の指揮命令に従うことを当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(イ) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為並びに重要な法令及び定款違反行為を認知した場合、監査役に報告する。

また、監査役は重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び重要な会議に出席し、必要と認めるときは意見を述べるとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める。

内部通報をはじめとする社内の自主的・自浄的な報告事案に関しては、「内部通報制度規程」で定めた運用のもと、監査役への報告が必要とされる事項に関しては適切にこれを実行する。

(ロ) 子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役等及び使用人は、当社グループに著しい

損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為並びに重要な法令及び定款違反行為を認知した場合、当社の監査役並びに「関係会社管理規程」に定める管轄部署及び統括部署に報告する。

また、内部通報制度の運用のもと、監査役への報告が必要とされる事項に関しては適切にこれを実行する。

当社の監査役及び子会社の監査役の連携強化による監査環境の整備に向け、グループ監査役会を定期的に開催する。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報制度規程」において通報者の保護について定めるとともに、当社及び子会社において、監査役への報告を行った者がこれを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の監査が実効的に行なわれることに付随して必要となる監査費用については、あらかじめ監査役の年度予算の中で計上するほか、緊急または臨時の監査費用についても前払いや償還を請求された場合は、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役会規程」及び「監査役監査規程」の定めるところに従って、独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための基本的な考え方及びその整備状況

当社及び関係会社の財務報告の信頼性を確保するために、内部統制委員会内にJ-SOX法委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び改善を図る。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(イ)当社は、「倫理規範」において社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引も含め一切関係を持たないことを定め、すべての取締役及び使用人に対し周知徹底する。

(ロ)当社は、反社会的勢力への対応として総務部が統括し情報収集

に努めるとともに、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとる。

(6) 業務の適正を確保するための体制に関する運用状況の概要

内部統制システムの運用状況につきましては、取締役を含めたメンバーで構成されている内部統制委員会（下部委員会にコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、J-SOX法委員会を設置）が中心となり、当社グループ全体が共通認識をもって内部統制システムの充実・強化に取り組んでおります。

当事業年度の具体的な展開施策としまして、グループ各社が企業活動の基本とする「倫理規範」「行動指針」の制定及び浸透・徹底に向けて、国内子会社においては制定済であり、各社にて浸透と徹底のための諸施策を推進しているほか、海外子会社においては全社で草案の作成が完了している現状を踏まえ、各々制定と理解・浸透に向けた準備を進めております。

同時に、グループ各社の損失の危険の管理としてのリスク管理につきましても、各社の業態に応じた潜在リスクの洗い出しに続いて各リスクの発生可能性及び影響度等の観点からの評価を実施しており、従来からの危機管理やリスク対応を踏まえながら、新たな対策に繋ぐための取り組みを推進しております。

また、コンプライアンスの徹底に関しましては、グループ各社の業態に関わる法令等の順守状況の検証と併せて法令チェック体制の強化を進めるとともに、当社における内部通報制度のガイドラインを作成して社内周知を図る一方、「社外通報制度規程」の改訂を通じて同制度の監査役への連絡ルートのも明確化と通報窓口の一つである顧問弁護士との連携強化等の運用充実を図るなど、更なるコンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。

(注) 本事業報告の記載数字は、金額及び株式数などについては、それぞれ表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	21,526,636	流動負債	20,382,706
現金及び預金	4,205,325	支払手形及び買掛金	4,929,902
受取手形及び売掛金	9,579,998	電子記録債務	3,377,468
電子記録債権	1,271,357	短期借入金	3,405,556
たな卸資産	5,058,171	一年以内返済予定の長期借入金	3,842,383
繰延税金資産	64,591	リース債務	1,277,380
未収入金	600,722	未払金	1,312,118
その他	747,899	未払法人税等	100,001
貸倒引当金	△1,428	賞与引当金	551,546
		その他	1,586,348
固定資産	20,640,394	固定負債	13,771,119
有形固定資産	18,668,166	長期借入金	8,860,223
建物及び構築物	3,663,956	リース債務	604,284
機械装置及び運搬具	3,666,535	役員退職慰労引当金	199,764
土地	6,934,597	退職給付に係る負債	3,614,190
リース資産	2,027,644	繰延税金負債	87,316
建設仮勘定	1,362,824	その他	405,339
その他	1,012,606	負債合計	34,153,825
無形固定資産	286,008	純資産の部	
ソフトウェア	95,874	株主資本	5,383,534
のれん	55,390	資本金	2,104,901
その他	134,743	資本剰余金	1,807,768
投資その他の資産	1,686,220	利益剰余金	1,521,130
投資有価証券	1,036,539	自己株式	△50,266
出資金	233,087	その他の包括利益累計額	102,799
破産更生債権等	90,090	その他有価証券評価差額金	△54,894
繰延税金資産	32,936	繰延ヘッジ損益	△6,203
その他	437,270	為替換算調整勘定	204,869
貸倒引当金	△143,704	退職給付に係る調整累計額	△40,971
		非支配株主持分	2,526,872
		純資産合計	8,013,206
資産合計	42,167,031	負債・純資産合計	42,167,031

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成28年 4月 1日)
(至 平成29年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		45,787,066
売 上 原 価		37,736,091
売 上 総 利 益		8,050,974
販売費及び一般管理費		5,445,453
営 業 利 益		2,605,521
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,300	
受 取 配 当 金	24,040	
作 業 屑 売 却 収 入	45,168	
助 成 金 収 入	37,745	
そ の 他	73,078	189,333
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	453,556	
為 替 差 損	33,994	
そ の 他	45,544	533,095
経 常 利 益		2,261,759
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	32,971	
固 定 資 産 売 却 益	11,328	
新 株 予 約 権 戻 入 益	8,448	52,748
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	24,699	
固 定 資 産 売 却 損	11,867	
固 定 資 産 除 却 損	16,025	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	900	53,493
税金等調整前当期純利益		2,261,013
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	274,371	
法 人 税 等 調 整 額	90,262	364,634
当 期 純 利 益		1,896,379
非支配株主に帰属する当期純利益		534,301
親会社株主に帰属する当期純利益		1,362,077

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,090,138	1,793,005	159,052	△49,458	3,992,738
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	14,763	14,763			29,526
親会社株主に帰属する当期純利益			1,362,077		1,362,077
自己株式の取得				△807	△807
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	14,763	14,763	1,362,077	△807	1,390,796
当 期 末 残 高	2,104,901	1,807,768	1,521,130	△50,266	5,383,534

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益累計額合計
当 期 首 残 高	△196,540	△32,947	530,425	△225,601	75,336
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	141,645	26,744	△325,556	184,629	27,463
連結会計年度中の変動額合計	141,645	26,744	△325,556	184,629	27,463
当 期 末 残 高	△54,894	△6,203	204,869	△40,971	102,799

(単位：千円)

	新 子 約 株 権	非 株 主 支 持 配 分	純資産合計
当 期 首 残 高	12,837	2,281,755	6,362,666
連結会計年度中の変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			29,526
親会社株主に帰属する当期純利益			1,362,077
自 己 株 式 の 取 得			△807
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	△12,837	245,116	259,743
連結会計年度中の変動額合計	△12,837	245,116	1,650,539
当 期 末 残 高	—	2,526,872	8,013,206

連 結 注 記 表

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 10社
- ・連結子会社の名称
 - ㈱トリニティ
 - ㈱中井製作所
 - 高岡ホンダ自販㈱
 - 高木精工(香港)有限公司
 - 高和精工(上海)有限公司
 - 佛山市南海華達高木模具有限公司
 - 高木汽車部件(佛山)有限公司
 - 武漢高木汽車部件有限公司
 - P T. タカギ・サリマルチウタマ
 - タイ タカギセイコーカンパニー・リミテッド
- ・非連結子会社の名称
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用した関連会社数 2社
- ・持分法を適用した会社名
 - 御坊山観光開発㈱
 - 大連大顕高木模具有限公司
- ・持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社
 - 非連結子会社
該当事項はありません。
 - 関連会社
該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日のうち、㈱トリニティ他3社の決算日は連結決算日と一致しております。また、高和精工(上海)有限公司他5社の決算日は12月31日ですが、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

製品・商品・仕掛品・
原材料・貯蔵品

当社及び国内連結子会社は主として先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を、また在外連結子会社は主に総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は主に定額法を採用しております。(ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降取得の建物、平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 5～12年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

主に、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等について振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップ等については特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務取引、借入金利息

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動を基礎として判断しております。なお、振当処理及び特例処理を採用しているものについては、その判定を以ってヘッジの有効性の判定に代えております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、効果の発現が見込まれる期間（5年～10年）で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

3. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当該変更による当連結会計年度の損益への影響額は軽微であります。

4. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

① 担保資産

建物	998,618千円
機械及び装置	30,846千円
土地	2,410,460千円
預金	29,950千円

② 担保付債務

支払手形及び買掛金	29,950千円
短期借入金	1,390,116千円
一年以内返済予定の長期借入金	1,672,985千円
長期借入金	3,882,822千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 32,727,226千円

(3) 保証債務

他の会社の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。

アルハイテック(株) 6,050千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 13,795,860株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の数

普通株式 203,341株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、外貨建取引の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。また、外貨建ての営業債権は、為替変動リスクに晒されておりますが、その一部については、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金については金利変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、それぞれのリスクを回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた明確な社内ルールは無いものの、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て実施しており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。そのため、相手先との契約不履行による信用リスクはほとんど無いと判断しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注5) 参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	4,205,325	4,205,325	—
② 受取手形及び売掛金	9,579,998	9,579,998	—
③ 電子記録債権	1,271,357	1,271,357	—
④ 投資有価証券 その他有価証券	846,170	846,170	—
資産計	15,902,851	15,902,851	—
① 支払手形及び買掛金	4,929,902	4,929,902	—
② 電子記録債務	3,377,468	3,377,468	—
③ 短期借入金	3,405,556	3,405,556	—
④ 未払金	1,312,118	1,312,118	—
⑤ 長期借入金	12,702,607	12,699,322	△3,284
⑥ リース債務	1,881,664	1,852,434	△29,230
負債計	27,609,318	27,576,803	△32,515
デリバティブ取引	(6,904)	(6,904)	—

(注1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注2) 電子記録債権は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より記載しております。

(注3) 前連結会計年度において、区分掲記しておりました「未収入金」は、金額的な重要性が低下したため、当連結会計年度において表示しておりません。

(注4) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、並びに③電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

①支払手形及び買掛金、②電子記録債務、③短期借入金、並びに④未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤長期借入金、並びに⑥リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

時価の算定は、金利スワップ契約を締結している取引銀行から提示された価格によっております。なお、金利スワップの特例処理によるもの及び為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注5) 非上場株式(連結貸借対照表計上額190,369千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④投資有価証券」に含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、富山県その他の地域において、賃貸商業施設など賃貸用等の不動産を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

用途	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
商業施設	907,656	△6,450	901,206	698,106
工場倉庫等	301,504	197,429	498,933	584,840
合計	1,209,160	190,979	1,400,139	1,282,946

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 連結決算日における時価は、近隣の売買相場による評価額及び固定資産税評価額を合理的に調整した価額、償却性資産については帳簿価額をもって時価としております。
3. 当連結会計年度増減額のうち、工場倉庫等の増加の主な要因は使用目的の変更であり、商業施設の減少の主な要因は減価償却費であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 403円63銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 100円96銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 本連結注記表の記載数字は、金額については、それぞれ表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,874,294	流動負債	11,725,173
現金及び預金	902,837	支払手形	1,079,530
受取手形	663,401	電子記録債権	3,377,468
電子記録債権	1,271,357	買掛金	1,421,855
売掛金	4,801,956	短期借入金	50,000
製成品	283,810	一年以内返済予定の長期借入金	3,203,018
原材料	554,365	リース債務	889,618
仕掛品	2,876,897	未払金	664,547
貯蔵品	86,237	未払費用	61,605
前払費用	107,118	未払法人税等	62,845
未収入金	1,043,444	未払消費税等	88,140
関係会社短期貸付金	279,000	前受金	299,592
その他の貸倒引当金	4,395	預り金	20,110
	△528	賞与引当金	405,822
固定資産	13,504,350	設備関係支払手形	99,752
有形固定資産	7,814,003	その他	1,264
建物	1,627,997	固定負債	10,682,235
構築物	44,839	長期借入金	6,779,500
機械及び装置	918,541	リース債務	379,797
車両運搬具	160	退職給付引当金	3,410,993
工具、器具及び備品	57,932	役員退職慰労引当金	96,819
土地	3,511,498	資産除去債務	14,779
リース資産	1,155,793	繰延税金負債	344
建設仮勘定	497,242	負債合計	22,407,408
無形固定資産	81,399	純資産の部	
のれん	14,521	株主資本	4,028,015
借地権	12,661	資本金	2,104,901
ソフトウェア	29,623	資本剰余金	1,791,333
電話加入権	16,807	資本準備金	1,791,333
その他	7,785	利益剰余金	182,046
投資その他の資産	5,608,947	利益準備金	178,502
投資有価証券	1,020,323	その他利益剰余金	3,544
関係会社株式	2,358,299	繰越利益剰余金	3,544
出資金	210	自己株	△50,266
関係会社出資金	2,168,621	評価・換算差額等	△56,778
長期前払費用	8,735	その他有価証券評価差額金	△58,256
ゴルフ会員権	67,796	繰延ヘッジ損益	1,478
破産更生債権	11,100	純資産合計	3,971,236
その他	33,725	負債・純資産合計	26,378,644
貸倒引当金	△59,864		
資産合計	26,378,644		

損 益 計 算 書

(自 平成28年 4月 1日)
(至 平成29年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		23,891,169
売 上 原 価		20,913,927
売上総利益		2,977,241
販売費及び一般管理費		2,593,138
営業利益		384,102
営業外収益		
受取利息及び配当金	479,088	
作業屑売却収入	37,456	
その他の	74,605	591,150
営業外費用		
支払利息	143,862	
為替差損	16,108	
その他の	14,024	173,996
経常利益		801,257
特別利益		
投資有価証券売却益	32,971	
固定資産売却益	1,460	
新株予約権戻入益	8,448	42,880
特別損失		
投資有価証券評価損	11,899	
固定資産除却損	7,993	
貸倒引当金繰入額	900	20,793
税引前当期純利益		823,343
法人税、住民税及び事業税	95,000	
法人税等調整額	△25	94,974
当期純利益		728,368

株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計
				繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	2,090,138	1,776,570	178,502	△724,824	△546,321
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）	14,763	14,763			
当 期 純 利 益				728,368	728,368
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	14,763	14,763	-	728,368	728,368
当 期 末 残 高	2,104,901	1,791,333	178,502	3,544	182,046

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益		
当 期 首 残 高	△49,458	3,270,928	△198,778	554	12,837	3,085,541
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
新株の発行（新株予約権の行使）		29,526				29,526
当 期 純 利 益		728,368				728,368
自 己 株 式 の 取 得	△807	△807				△807
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			140,521	923	△12,837	128,607
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△807	757,086	140,521	923	△12,837	885,694
当 期 末 残 高	△50,266	4,028,015	△58,256	1,478	-	3,971,236

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

① 製品・仕掛品

先入先出法(金型については個別法)

② 原材料

総平均法

③ 貯蔵品

最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降取得の建物、平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 8～12年

工具器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

定額法

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等について振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップ等については特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務取引、借入金利息

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動を基礎として判断しております。なお、振当処理及び特例処理を採用しているものについては、その判定を以ってヘッジの有効性の判定に代えております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における扱いが連結計算書類と異なります

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当該変更による当事業年度の損益への影響額は軽微であります。

3. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

① 担保提供資産

建物	377,474千円
土地	485,326千円

② 担保付債務

一年以内返済予定の長期借入金	1,260,000千円
長期借入金	2,570,000千円
保証債務	759,485千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 22,859,300千円

(3) 保証債務

他の会社の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。

高和精工（上海）有限公司	757,084千円
高木汽車部件（佛山）有限公司	449,895千円
P T. タカギ・サリマルチウタマ	144,000千円
(株)トリニティ	279,400千円
武漢高木汽車部件有限公司	417,760千円
タイ タカギセイコーカンパニー・リミテッド	188,710千円
アルハイテック(株)	6,050千円
合 計	2,242,900千円

なお、共同保証における連帯保証又は当社の保証を他社が再保証しているものについては保証総額を記載しております。

他の連帯保証人又は再保証人と合意した当社の負担割合はP T. タカギ・サリマルチウタマ45.71%、タイ タカギセイコーカンパニー・リミテッド50%であります。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,037,186千円
短期金銭債務	39,530千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

374,278千円

仕入高

498,050千円

仕入以外の営業取引高

32,473千円

営業取引以外の取引による取引高

479,376千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 203,341株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	124,546千円
未払社会保険料	17,426千円
未払事業税等	11,644千円
退職給付引当金	1,039,087千円
役員退職慰労引当金	29,494千円
投資有価証券評価損	15,267千円
関係会社株式評価損	220,817千円
ゴルフ会員権評価損	17,209千円
貸倒引当金	18,785千円
繰越欠損金	656,255千円
減損損失	366,340千円
その他	168,735千円
繰延税金資産小計	2,685,609千円
評価性引当額	△2,685,609千円
繰延税金資産合計	一千円

(繰延税金負債)

繰延ヘッジ損益	△654千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形固定資産計上額	△344千円
繰延税金負債合計	△999千円
繰延税金負債の純額	△999千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	高和精工(上海)有限公司	所有 直接 100.0%	債務保証 技術供与 役員の兼任	債務保証 (注) 1	757,084	—	—
子会社	高木汽車部件(佛山)有限公司	所有 直接66.0%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注) 1	449,895	—	—
子会社	㈱トリニティ	所有 直接96.2% 間接3.4%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注) 1	279,400	—	—
子会社	武漢高木汽車部件有限公司	所有 直接16.5% 間接49.5%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注) 1	417,760	—	—

(注) 1 子会社の金融機関からの借入金等に対し債務保証を行っております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 292円16銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 53円99銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 本個別注記表の記載数字は、金額については、それぞれ表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月 19日

株式会社タカギセイコー

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	土肥 真 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川 敏裕 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカギセイコーの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカギセイコー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

株式会社タカギセイコー

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	土肥 真 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川 敏裕 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカギセイコーの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関しまして、各監査役が作成した監査報告書に基づく審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けたほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明したほか、子会社に関しましても子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法により当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査人に関しましては、その独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告と「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）の整備を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って実施している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行につきましても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月26日

株式会社タカギセイコー 監査役会

常勤監査役	瀬川雅靖	㊞
社外監査役	中村進	㊞
社外監査役	船山信彦	㊞

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式の併合を行うものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 株式併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

8,000,000株

(4) その他

本議案にかかる株式併合は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決することを条件といたします。なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

第1号議案「株式併合の件」が原案どおり可決されることを条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合（5分の1）に応じて発行可能株式総数を40,000,000株から8,000,000株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日の経過をもって本附則を削除するものといたします。（変更案第6条、第8条、附則）

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>40,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,000,000株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	<u>附則</u> 第1条 <u>第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとし、同日の経過をもって、本附則を削除する。</u>

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制のより一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

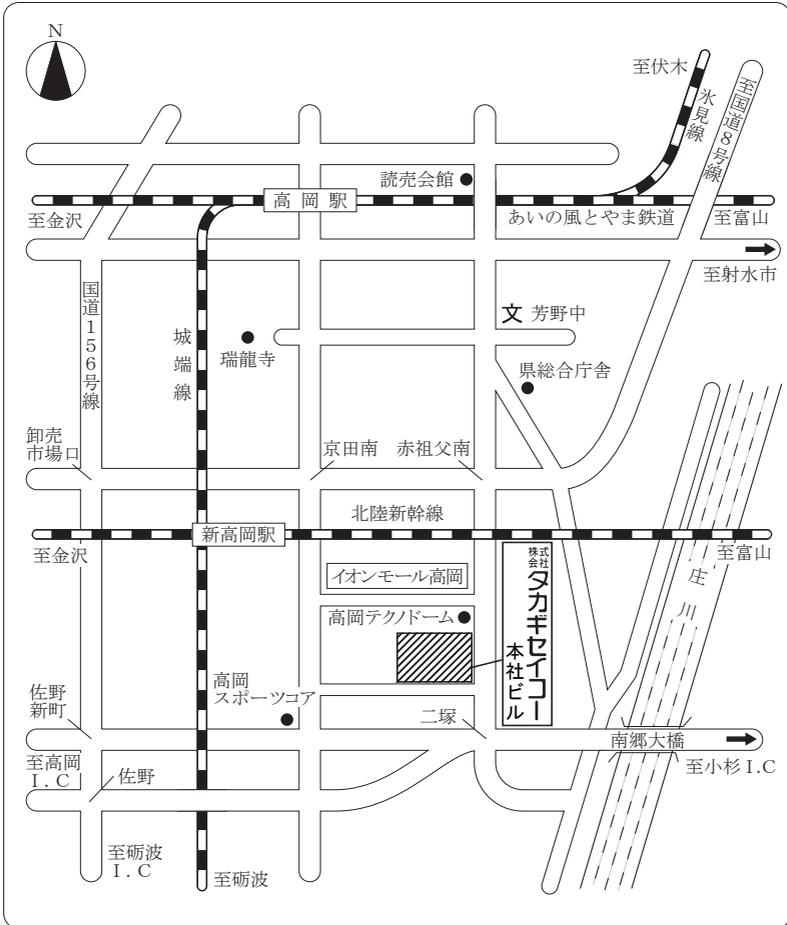
取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
なか やす よし なり 仲 安 吉 成 (昭和39年3月1日生)	昭和61年4月 当社 入社 平成15年9月 PT. タカギ・サリマルチウタマ取締役 社長 (インドネシア駐在) 平成21年5月 当社 車両事業部業務部担当部長 (営 業担当) 平成24年4月 当社 海外事業統括部長 平成26年1月 PT. タカギ・サリマルチウタマ取締役 社長 (インドネシア駐在) 平成28年6月 当社 執行役員 PT. タカギ・サリマ ルチウタマ取締役社長 (インドネシア 駐在) 現在に至る (重要な兼職の状況) PT. タカギ・サリマルチウタマ取締役社長	8,000株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

《株主総会会場ご案内図》



会 場 本社別館 2 階集会室
 〒933-8628 富山県高岡市二塚322番地の 3
 TEL 0766-24-5522

下車駅 北陸新幹線または J R 城端線：新高岡駅
 *新高岡駅より会場までは車で約 5 分